

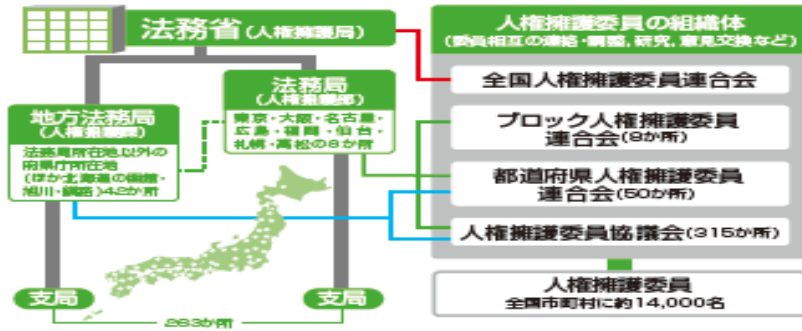
# 法務省の人権擁護機関(1/2)

## 法務省の人権擁護機関(中央:法務省, 全国:法務局+人権擁護委員)

国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省に人権擁護局が、その下部機関として、法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、人権擁護のための活動を行っています。また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権擁護の仕事を行っています。

また、法務大臣が委嘱した民間の人たちである人権擁護委員が、人権相談、人権侵犯事件の調査救済や啓発活動において幅広く活躍しています。  
「法務省の人権擁護機関」とは、上記の人権擁護委員及びその組織体を含む概念です。

法務省の人権擁護機関の構成図(平成27年4月1日現在)

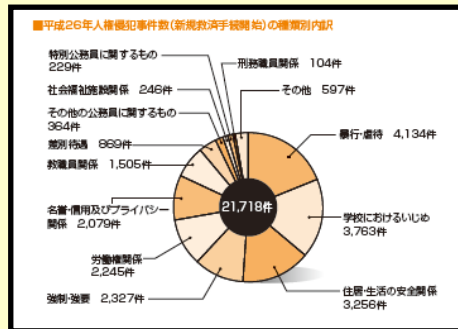


## 人権侵犯事件の調査救済

法務省の人権擁護機関では、人権が侵害された疑いのある案件を人権侵犯事件と呼んでいます。

人権侵犯事件には、女性、子ども、高齢者などに対する暴行・虐待、相隣間における嫌がらせなどの住居・生活の安全に関するもの、セクハラ、パワハラ、ストーカーなどの強制・強要、学校におけるいじめ、インターネットを利用した名誉・プライバシー侵害など様々なケースがあります。これらの人権侵犯事件については、被害者に対する援助(関係官公署その他の機関の紹介、法律的なアドバイスなど)や当事者間の関係の調整を行ったり、人権侵害の事実が認められるときには、相手方に対して勧告・示唆といった措置を講じています。

また、救済手続終了後も、必要に応じて、関係行政機関と連携するなどして、被害者のためのアフターケアを行っています。



## 人権擁護委員...全国をカバーする民間ボランティアのチカラ

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものです。

現在、約14,000名の委員が全国の各市町村(東京都においては区を含む。)に配置され、積極的な活動を行っており、人権擁護委員の組織体には、子どもの人権問題や男女共同参画等、個別の問題に取り組む委員会(又は部会)が設けられています。

人権擁護委員は、法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設やデパート等においても、特設人権相談所を随時開設して、住民の皆さんからの人権相談に応じています。また、相談等を通じて、被害者から「人権を侵害された」という申告等があった場合は、法務局職員と協力して、情報の収集、人権侵犯事件の調査・処理に当たったり、当事者の利害や主張を調整したりして、事案の円満な解決を図っています。

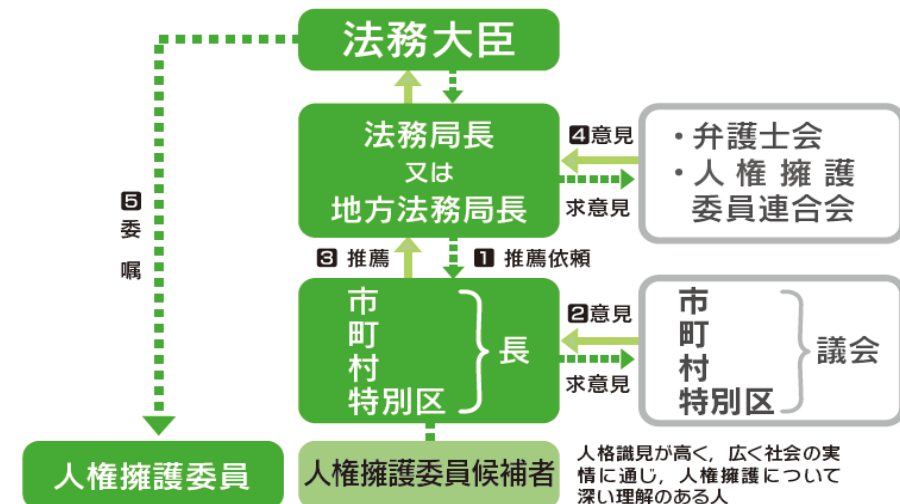
さらに、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動(小学生や幼稚園児等を対象に、思いやりの大切さを教える「人権教室」の開催や「人権の花運動」の実施、地元企業等における人権講習会の講師等)を行っています。



企業研修を実施している人権擁護委員

「人権擁護委員」ポスター

## 人権擁護委員はこうして委嘱されます。



# 法務省の人権擁護機関(2/2)

## 人権相談

人権相談は、相談者から人権問題に関する各種の相談を受け、それぞれの相談内容に応じた助言などを行うものです。これらの相談のうち、人権侵害の疑いのあるものについては、相談者の意向を確認の上、人権侵犯事件として調査を開始する場合があります。相談は、いじめや体罰、虐待、DV、出身地域や病気・障害等を理由とする差別的取扱い、インターネットを利用した名誉・プライバシー侵害など、あらゆる人権侵害について受け付けています。相談は無料で、難しい手続は必要ありません。相談内容についての秘密は厳守されます。

## 相談体制(多様なアクセス方法)

法務省の人権擁護機関では、人権相談所を常設し、面接による相談、電話(みんなの人権110番、子どもの人権110番、女性の人権ホットライン)やインターネットを利用した相談を受け付けているほか、東京、大阪、名古屋など外国人の多い地域の法務局・地方方法務局では、通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設し、外国人からの人権相談にも適切に対応できるようにしています。

## 子どもの人権SOSミニレター(声なき声に耳を傾ける)

法務省の人権擁護機関では、学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待などの子どもの人権問題に対する取組として、全国の小中学校の児童・生徒を対象に「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を配布し、子どもからの手紙による相談に積極的に応じています。

### 全国共通人権相談ダイヤル

みんなの人権 110番 **0570-003-110**  
(全国共通)

### 専用相談電話

子どもの人権 110番 **0120-007-110**  
(全国共通・無料)

女性の人権ホットライン **0570-070-810**  
(全国共通)

### インターネット人権相談受付窓口

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

インターネット人権相談

携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

### 手紙

子どもの人権SOSミニレター(便箋兼封筒)



人権イメージキャラクターは、漫画家やなせたかし氏のデザインによるもので、法務省の人権擁護機関及び人権啓発活動ネットワーク協議会が行う啓発活動に使用され、一層効果的な啓発活動に寄与しています。

## 人権啓発

### 啓発活動(人権尊重社会の実現に向けた、粘り強い取組)

人権尊重の必要性と重要性が国民に理解され、広まるようにするための活動であり、法務省の人権擁護機関の職務の中でも最も重要なものの一つです。

主な活動内容として、「女性の人権」、「性的マイノリティの人権」、「外国人の人権」などを取り上げ、シンポジウム・講演会・映画会の開催、各種イベントの実施、テレビ・ラジオ・インターネットの利用などの手法により啓発活動を行っています。**特に、オリンピック・パラリンピックの開催を控え、外国人や障害のある人への理解の促進が求められています。**



ヘイトスピーチ、許さないポスター



性的マイノリティの人権に関する映像



インターネット上の人権問題に関する小冊子



オリ・パラに向けたシンポジウム@東京

### 主な啓発活動(様々な方々と・様々な課題に取り組む)

●全国中学生人権作文コンテスト→中学生の25%が参加  
昭和56年度から実施。審査員として、作家の落合恵子さん、映画監督の山田洋次さんらの協力の下、毎年90万編を超える応募(全国の4人に1人が参加)をいただいています。また、優秀作品を題材とした啓発映像などを作成し、学校や職場等での人権教育・研修等に役立てていただいています。是非ご覧ください。



●人権啓発活動ネットワーク協議会→地域に根ざした、裾野の広い取組

法務省では、全国の都道府県、市区町村を構成員とする「人権啓発活動ネットワーク協議会」を、都道府県単位及び市町村単位で構成しています。これら地方公共団体と連携・協力しながら、地域の特性に応じつつも全国的に一定の人権啓発活動が展開されるよう、取り組んでいます。

●民間企業等と連携した人権啓発活動→民の優れた力を活用

法務省では、優れた専門性や一般国民に対する訴求力等を有する民間企業等と連携した啓発活動に取り組んでいます。例えば、携帯電話会社と連携して、インターネットに関する人権上の問題を子供達に伝える活動を実施しています。

また、Jリーグを始めとした地域に根ざした活動を行っているスポーツ組織と連携し、スポーツを通じて相手をリスペクトする心を学んでいただくスポーツ人権教室やサッカースタジアムでの大規模な啓発行事を開催しています。

近年では、映画会社やアミューズメント企業と連携して地域住民に対する啓発活動を実施するなど、国民の方に「届く」啓発活動を展開しているところです。

